

第37回(2025年度) 刈谷市社会人選手権サッカー大会開催要項

- 1 参加資格 2025年度刈谷市社会人リーグ参加チーム
- 2 会場 別紙日程表のとおり
- 3 組合せ 予選リーグ戦(6ブロック)を行ない、各ブロックの成績順位より上位1チームが決勝トーナメントに進出する。
(各ブロックの成績は、勝ち点・得失点差・総得点の順で順位を決める。)
※詳細は、別紙日程表参照
- 4 競技規則 競技規則及び運営方法については、下記のとおりとする。特に定めのない事項については、刈谷リーグのリーグ戦運営等に従うものとする。
 - ① ルールは、試合開催日の日本サッカー協会競技規則による。
 - ② 試合時間は30－5－30分とする。(以降の試合開始時間に影響のでないように注意)
※予選リーグは、同点の場合は引き分けとする。
※予選リーグ勝ち点 勝ち:3点 引き分け:1点 とする。
※決勝トーナメント進出は **勝ち点、得失点差、総得点、直接対決の順**で決定する。
※決勝トーナメントは、同点の場合はPK戦(5対5)で勝敗を決する。6人目からサドンデス。
 - ③ 試合開始時間に遅刻したチーム及び試合開始時に7人未満のチームは、不戦敗とする。
※不戦試合・棄権試合の場合の得点は1－0とする。
 - ④ 会場準備の遅れのため試合開始時間が遅れた場合は、第2試合が定刻に開始できるように試合時間を短縮して行うこと。
 - ⑤ 警告の次試合への累積はしない。退場処分者は、次の試合は出場できない。(退場理由内容で、出場停止追加あり)
 - ⑥ 選手の交代人数は自由とする。『**再交代**』を適用する。提出メンバー表には背番号を記載のこと。
 - ⑦ ユニホーム(上衣・パンツ・ストッキング・背番号)の揃っていない選手は、試合に出場できない。
 - ⑧ 試合を棄権するチーム・棄権されたチームは、自分のチームの審判・当番をすること。
また、担当役員・関係するチームにも棄権する旨の連絡をし、運営に支障がないようにすること。
- 5 審判
 - ① 審判は、別紙日程表の該当チームが責任をもって行なうこと。
 - ② 審判は試合開始15分前に集合し、試合を定刻に開始する。
 - ③ 審判は以下のことを遵守すること。
 - ・服装を整える(ワッペン、服上下、ストッキング、時計、フラッグ、カード) **※審判服は黒が原則**
 - ・主審は4級資格者以上が、副審は4級資格者程度以上の者が行なうこと。
- 6 準備
 - ① 会場準備は、各コートの第1試合の両チームが協力して行なう。
 - ② かたづけは、各コートの最終試合の両チームが協力して行なう。 **※ゴミ拾いもすること。**
※かたづけ不備で苦情が出た場合は、該当当番チームで対処していただきます。
 - ③ 会場の開錠・施錠は、別紙日程表の該当チームが責任をもって行なう。
- 7 その他
 - ① 原則として雨天等による延期はしない。
雨天等により実施が疑わしい場合は、午前当番のチームは体育館へ確認をとってください。
第2試合以降のチームは午前当番のチームに連絡をとってください。
※延期になった場合は、再度日程をサッカー連盟から通知します。
 - ② 当番チームは、競技規則等に基づき選手の服装・審判の服装・時間管理を確実に行なうこと。
※当番チームはセンターライン延長上に待機しておくこと。
 - ③ 試合結果は、当番チームが責任をもって **試合当日に刈谷市サッカー連盟へメールまたはLINEで報告する。**
連盟メールアドレス info@kariya-fa.com
※連絡が遅れ、大会運営に支障が出た場合(日程・会場変更の連絡ができない等)は、そのチームに責任を取っていただきます。会場の確保・各チームへの連絡をしていただきます。
- 8 運営責任者 担当 植田 耕太郎